

津波・高潮危機管理対策緊急事業

1. 事業概要

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

2. 事業内容

一連の防護区域を有する海岸において、地方が作成する津波・高潮危機管理対策緊急事業計画に基づき、以下の対策を総合的に実施する。

- 水門等の自動化・遠隔操作化等
- 津波防災ステーションの整備
- 堤防護岸の破堤防止
- 津波・高潮ハザードマップ作成支援（耐震調査等）
- 津波情報提供施設の設置
- 避難対策としての管理用通路の整備
- 避難用通路の設置

3. 採択要件

次の ~ の条件を満たす海岸であること。

以下のいずれかに該当する海岸であること。

- (1) 大規模な地震による甚大な被害が想定され、緊急的な対策を要する海岸であること。
- (2) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸
事業着手から5年以内に、整備目標の達成が見込まれること。
津波・高潮危機管理対策緊急事業計画が策定されていること。
総事業費は以下のとおりであること。
 - ・都道府県が行うもの 5,000万円以上
 - ・市町村が行うもの 2,500万円以上

4. 事業実施主体

海岸管理者

5. 補助率

1 / 2

6. 平成19年度概算決定額

370,900千円(367,000)千円

【農村振興局整備部防災課】